



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

平成20年3月12日(水)

障害者のICTを活用した社会参加推進セミナー

デジタル・ディバイドのない ICT社会の実現に向けて

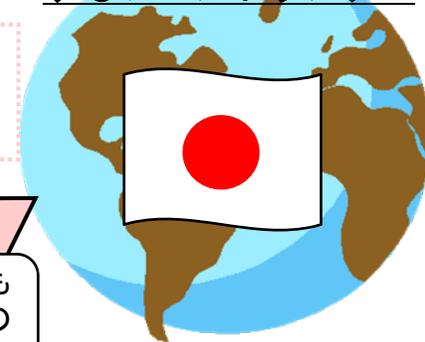
総務省 情報通信政策局
情報通信利用促進課長
松川 憲行

1. 我が国のICT戦略の動向

■ 我が国のICT戦略の歩み

2005年までに世界最先端のIT国家を実現

世界のIT革命を先導するフロントランナー



自律的IT社会の実現

e-Japan戦略 (2001年1月)

e-Japan戦略Ⅱ (2003年7月)

e-Japan戦略Ⅱ 加速化パッケージ (2004年2月)

IT政策パッケージ (2005年2月)

IT新改革戦略 (2006年1月)

IT新改革戦略 政策パッケージ (2007年4月)

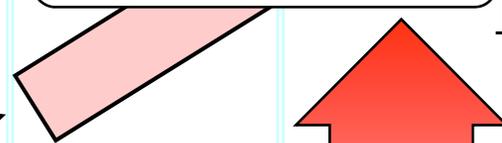
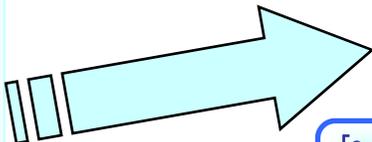
- ◆IT基本法
- ◆IT戦略本部設置 (本部長：内閣総理大臣)

(重点分野) ブロードバンドインフラ等の基盤整備

(重点分野) IT利活用重視 (先導7分野)

- ①医療、②食、③生活
- ④中小企業金融、⑤知
- ⑥就労・労働
- ⑦行政サービス

いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現



ユビキタスネットワーク社会の実現

「重点計画-2007」 (2006/7)

世界最先端の評価・検証 (評価専門調査会)

「e-Japan重点計画-2004」 (2004/6)

「e-Japan重点計画-2003」 (2003/8)

「e-Japan重点計画2002」 (2002/6)

「e-Japan重点計画」 (2001/3)

u-Japan政策 (2004/12)

u-Japan推進計画2006 (2006/9)

重点化・PDCA

総務省の情報通信政策

総務省のu-Japan政策

理念

u-Japanは、次の特質を備えた2010年の次世代ICT社会

u-Japan (ユビキタスネット・ジャパン)

Ubiquitous (ユビキタス)

あらゆる人や物が**結びつく**

- 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる
- 人一人に加え、人ーモノ、モノーモノが結ばれる

Universal (ユニバーサル)

人に**優しい心と心の触れ合い**

- 人に優しい
- 心が触れ合う

User-oriented (ユーザ)

利用者の視点が**融けこむ**

- 利用者に近い
- 利用者が供給者にも

Unique (ユニーク)

個性ある活力が**湧き上がる**

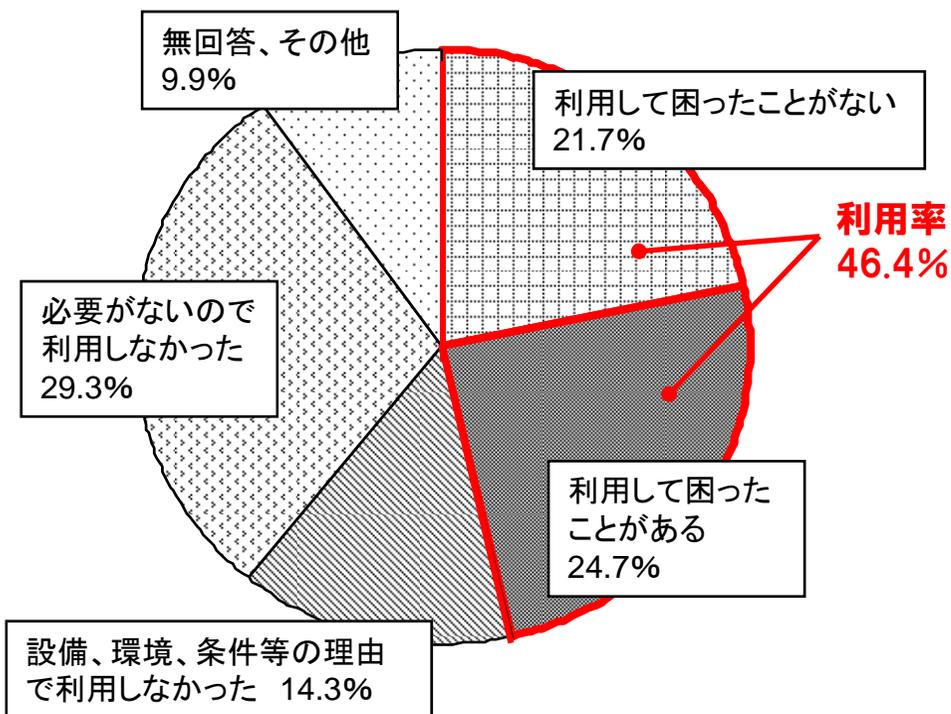
- 個の活力が生み出される
- 社会が活性化される

4U = For You

2. 障害者におけるICT利活用の状況

内閣府の調査によれば、障害者のインターネット利用率は46.4%となっており、国内全体の利用率(74.9%)と比較すると依然大きな格差がある。さらに利用者の半数は「利用して困ったことがある」と回答。

障害者のインターネット利用の有無と困ったことの有無

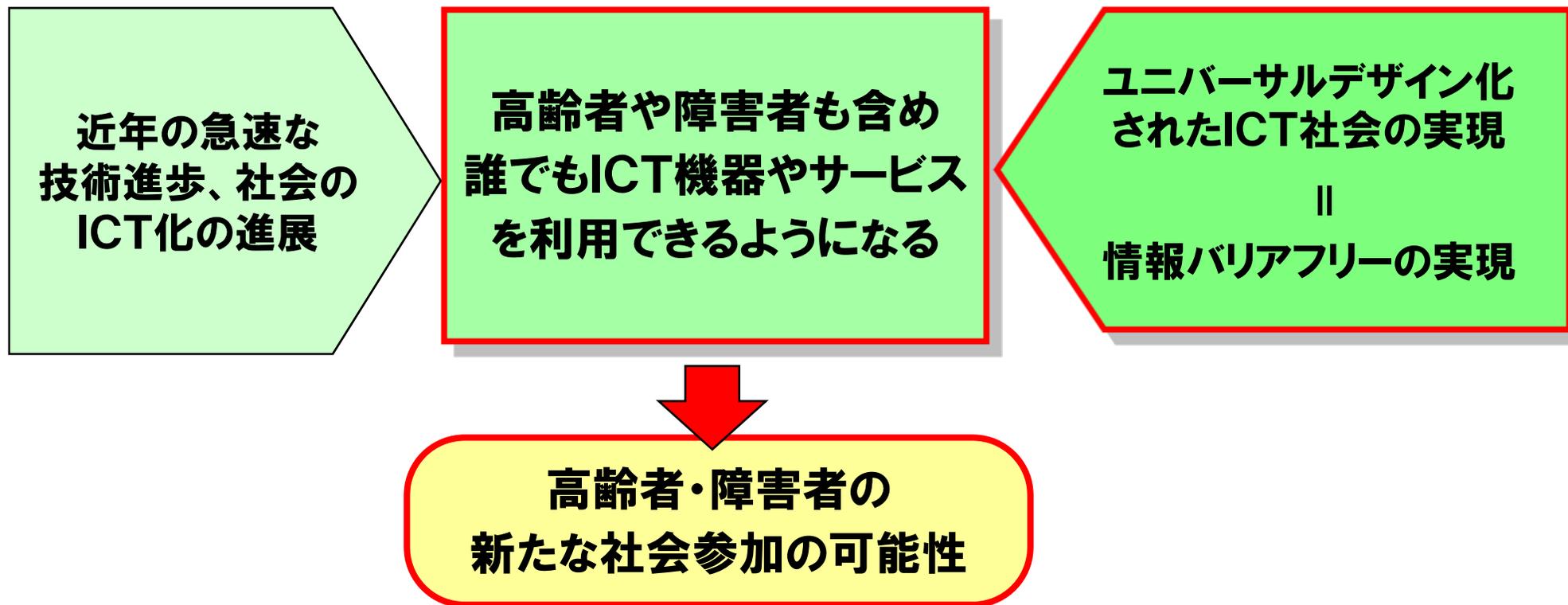


利用した際に困ったことの見解

- 機器や通信にかかる費用が高い
- 使い方を教えてくれる人が身近にいない
- 書かれている内容が難しい、分かりづらい

等

出典：内閣府「平成17年度障害者施策総合調査」平成18年8月
(対象) 全国の障害のある者 4,651人、有効回収数2,191人
(内容) 過去1年間のインターネットの利用の有無と困ったことの有無



(例)

- 全盲の視覚障害者でも健常者と同じタイミングで新聞が読むことができる
- 外出が困難な肢体不自由者でもオンラインショッピングで買い物ができる
- 電話での音声通話が難しい難聴者でも携帯電話のメール機能でコミュニケーションがとれる

重点施策実施5カ年計画(関連部分)①

障害者基本計画の後期5年間(平成20年度～24年度)において、重点的に取り組むべき課題について、施策項目、数値目標、達成期間等を定めたもの。(平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定)

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

- 1 啓発・広報
- 2 生活支援
- 3 生活環境
- 4 教育・育成
- 5 雇用・就業
- 6 保健・医療
- 7 情報・コミュニケーション

●基本方針

I T (情報通信技術) の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害特性に対応した情報提供の充実を図り、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。

①情報バリアフリー化の推進

- 障害者IT総合推進事業の実施の促進
- 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援
障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行うとともに、情報通信機器等のユニバーサルデザイン化の促進を図る。
- 障害者の利用するI T機器に関するJ I S規格の適切な見直し
- ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進
ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。
- 政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進
- 関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進

②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

- 電子投票の実施の促進
- 日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進
- テレワークの普及・啓発の推進
- ユビキタスネット技術の研究開発の推進
- 障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発

重点施策実施5カ年計画(関連部分)②

③情報提供の充実

○聴覚障害者情報提供施設の整備の促進

○字幕番組、解説番組及び手話番組の制作の促進

ア NHK総合及び在京キー5局等において、字幕付与可能なすべての放送番組(注1)に字幕を付与する。

また、NHK総合及び在京キー5局等において、対象の放送番組(注2)の10%、NHK教育において、対象の放送番組の15%に解説を付与する。

注1) 複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組に範囲を拡大

注2) 権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組を除く7時から24時までのすべての放送番組

(数値目標・達成期間)

○字幕放送時間の割合

NHK総合100%、在京キー5局平均77.8%[18年度]

※現行指針における字幕付与可能な放送時間(生放送番組など技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除く7時から24時までの新たに放送するすべての放送番組の放送時間)に占める字幕放送時間の割合→100%[29年度]

※新たな指針においては、字幕付与可能な放送番組の範囲を拡大し、その中に占める字幕放送時間の割合

○解説放送時間の割合

NHK総合3.7%、NHK教育8.8%、在京キー5局平均0.3%[18年度]

※総放送時間に占める解説放送時間の割合→NHK総合及び在京キー5局等10%、NHK教育15%[29年度]

※対象放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合

イ 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。

○映画の字幕付与の促進

○視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業等の利用の促進

○視覚障害者を対象とした広報の充実

○障害者の自立した食生活の実現に資する情報提供の推進

○障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方の検討

④コミュニケーション支援体制の充実

○手話通訳者等の養成、派遣の促進

8 国際協力

II 計画の推進方策

3. 総務省における取組について

ユニバーサルデザインをベースとし、さらに、高齢者や障害者が持つ個別の特性やニーズに対応する個別支援を組み合わせることにより、利用者それぞれに合わせたICT利活用を推進。

利用環境のユニバーサル化

高齢者・障害者を含めた誰もがICTを利用しやすい環境の整備

○ 情報通信におけるアクセシビリティの確保

- 情報通信機器・ウェブコンテンツに関する指針等の策定、周知普及
- 地方公共団体のウェブコンテンツのアクセシビリティ確保等

○ 放送におけるアクセシビリティの確保

- 字幕・解説放送等の普及促進

個別ニーズ支援

高齢者・障害者特有の障壁を取り除いた環境（情報バリアフリー）の整備

○ 個別ニーズに対応した機器・サービスの普及・促進

- 高齢者・障害者向け機器・サービスの開発・提供に対する助成

○ 個別ニーズに対応した支援の促進

- 情報提供体制の整備、支援人材等の能力向上など

高齢者や障害者が使いやすい電気通信機器・サービスの開発等を促すガイドラインの策定や普及促進を支援。

平成10年10月

障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針

(郵政省告示)

平成12年7月

平成16年5月

平成12年7月

障害者等電気通信設備アクセシビリティガイドライン(第1版)
(電気通信アクセス協議会)

平成16年5月

高齢者・障害者等に配慮した電気通信アクセシビリティガイドライン(第2版)
(情報通信アクセス協議会※)

※平成15年7月に、電気通信アクセス協議会から名称変更。

平成17年10月

(機器について)

高齢者・障害者等配慮設計指針

(第4部:電気通信機器)

(日本工業規格JIS X8341-4)

JIS化

平成19年1月

高齢者・障害者に対する電気通信アクセシビリティガイドライン

(ITU-T※勧告)

国際標準化

※ITU-T:国際電気通信連合(ITU)の電気通信標準化部門。国連の専門機関であるITUの一部門として、情報通信に関する技術・運用等に関する国際標準化活動を実施。

ITU-T(※1)において日本提案により審議が進められてきた電気通信アクセシビリティガイドラインが、平成19年1月にITU-Tの勧告として承認

国内の体制等

情報通信アクセス協議会(※3)における検討・原案作成

- 障害者等電気通信設備アクセシビリティガイドライン(第1版)(平成12年7月)
- 高齢者・障害者等に配慮したアクセシビリティガイドライン(第2版)(平成16年5月)
- 電気通信アクセシビリティ国際提案等対応検討委員会(委員長:松本充司 早稲田大学大学院教授)の設置(平成17年6月)

総務省の積極的なサポート

- 障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針の告示(郵政省・平成10年10月)
- 左記検討委員会への参画
- 情報通信審議会・マルチメディア委員会における日本提案としての承認等

ガイドラインの概要

- 高齢者や障害者が、障害や心身の機能の状態にかかわらず、電気通信機器・サービスを円滑に利用できるよう、電気通信機器・サービスの提供者が企画・開発・設計・提供等を行う際に配慮すべき事項を示したもの。

今後の取組

- 国内に向けた本ガイドラインの周知・普及活動の一環として、情報通信アクセス協議会と連携し、平成19年3月26日に東京でシンポジウムを開催。今後も、電気通信分野のアクセシビリティの一層の向上のため、引き続き、国内に向けた本ガイドラインの周知・普及に関する取組を実施。

※1: 国際電気通信連合(ITU)の電気通信標準化部門。

※2: 第16研究委員会。マルチメディア端末、システム及びアプリケーションに関する標準化担当。

※3: 電気通信関連団体、障害者・高齢者関連団体、学識経験者から構成され、電気通信アクセシビリティの確保・向上を目的とした活動を実施。

■ ウェブアクセシビリティに関する取組

高齢者や障害者が使いやすいウェブコンテンツの作成を促す指針の策定や普及促進を支援。

世界での動き

平成11年5月

ウェブアクセシビリティガイドライン (WCAG * Version 1.0)

* Web Content Accessibility Guidelines

(W3C/WAI **)

** World Wide Web Consortium/Web Accessibility Initiative

平成11年5月

インターネットにおけるアクセシブルなコンテンツの作成方法に関する指針
(郵政省、厚生省)

平成2年6月(平成12年6月改定)

情報処理機器アクセシビリティ指針
(通産省告示)

平成16年6月

高齢者・障害者等
配慮設計指針
(第3部:ウェブコンテンツ)

(日本工業規格JIS X8341-3)

JIS化

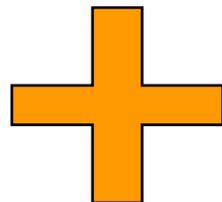
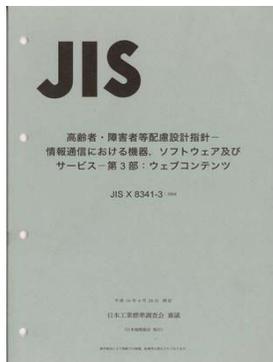
平成17年12月

みんなの公共サイト
運用モデル
(総務省)

高齢者や障害者を含む誰もが地方公共分野のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、平成17年12月に報告書を公表。地方公共団体向けのセミナー等を活用し普及促進。

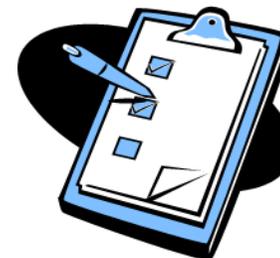
JIS X8341-3の課題

- 内容が技術的
- 実現方法等が明確にされていない等



研究会の成果

- 地方公共団体等で活用できる運用モデル
- 各種手順書、ワークシート



アクセシビリティ
確保のための
ワークシート

地方公共団体向け
のセミナー等を
活用した普及促進

◆主な配慮要件

- 画像に内容を説明する代替テキストを付ける
- 色の違いに依存した情報提供を行わない
- 文字サイズが拡大できる など

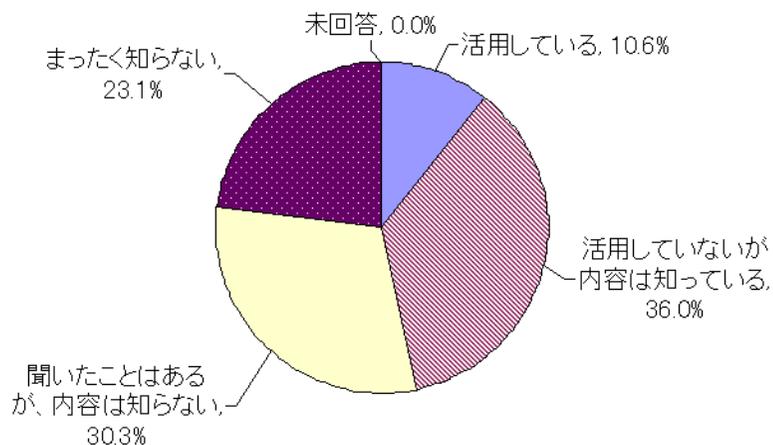
みんなの公共サイト運用モデル
の策定

平成19年9月、地方公共団体におけるアクセシビリティへの取組状況について、アンケート調査を実施。

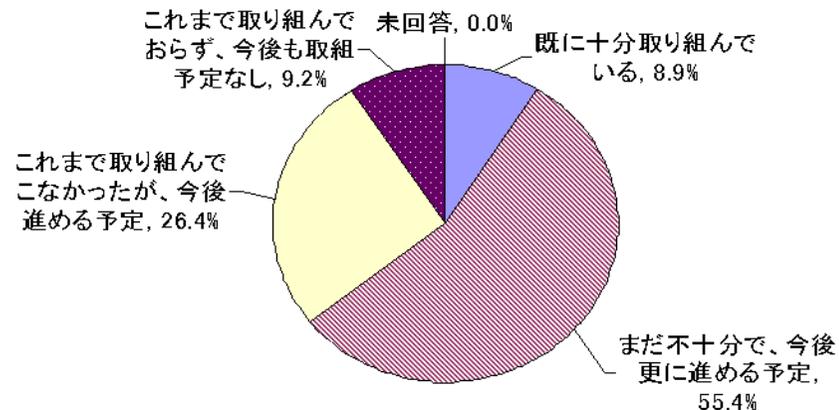
1 「みんなの公共サイト運用モデル」を活用しているとする地方公共団体は10.6%だが、「内容を知っている」「聞いたことがある」を含めると認知度は76.9%。

2 既に十分取り組んでいるとする地方公共団体は8.9%だが、平成17年調査の2.6%からは上昇。また、「今後進める予定」を含めると90.7%。

《みんなの公共サイト運用モデルの認知度》



《ウェブアクセシビリティへの取組状況》



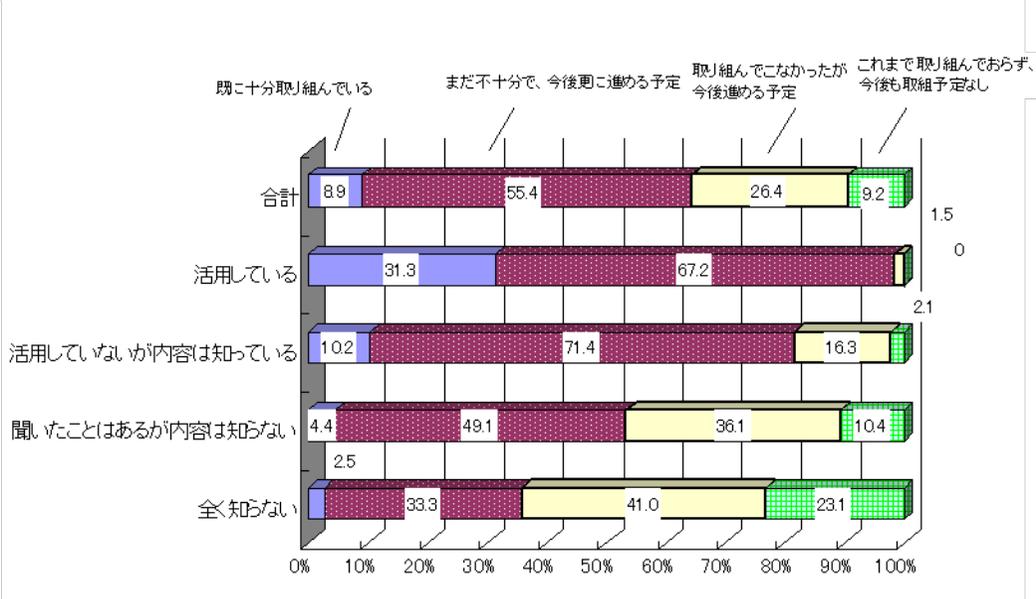
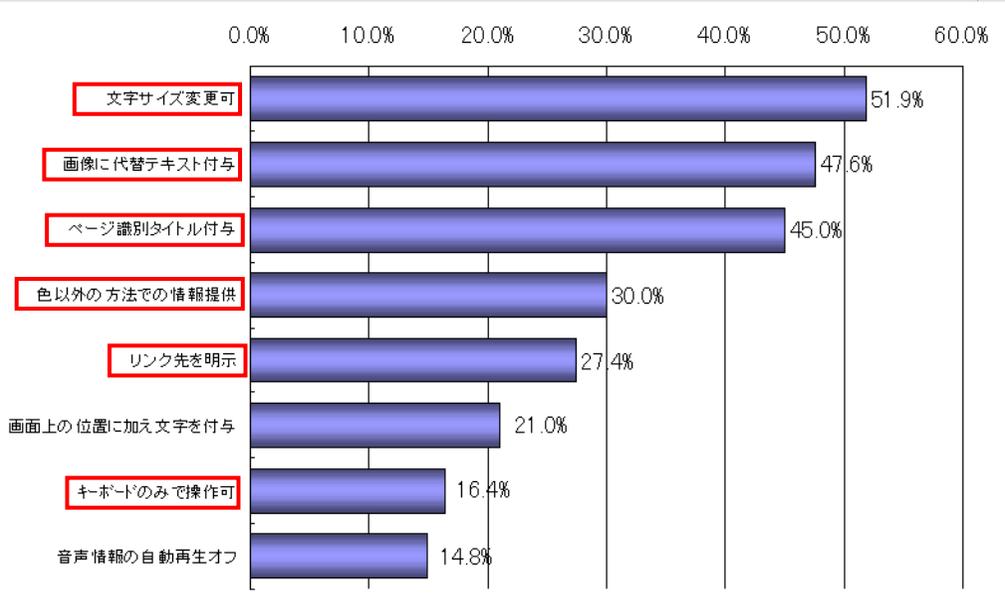
※「地方公共団体におけるホームページ等ウェブアクセシビリティに関するアンケート結果の概要(平成19年9月7日 報道資料)」より抜粋

3 ウェブアクセシビリティへの取組は全体的には進んできているが、具体的な取組状況はまだ十分ではない。

4 「みんなの公共サイト運用モデル」を活用しているとする地方公共団体の多くは、アクセシビリティの取組が進展している。

《ウェブアクセシビリティへの具体的な取組状況》

《モデルの活用状況に応じたアクセシビリティへの取組状況》



□ は「最低限の対応」として、モデルで示しているもの。

※「地方公共団体におけるホームページ等ウェブアクセシビリティに関するアンケート結果の概要(平成19年9月7日 報道資料)」より抜粋

ユニバーサルデザインをベースとし、さらに、高齢者や障害者が持つ個別の特性やニーズに対応する個別支援を組み合わせることにより、利用者それぞれに合わせたICT利活用を推進。

利用環境のユニバーサル化

高齢者・障害者を含めた誰もがICTを利用しやすい環境の整備

○情報通信におけるアクセシビリティの確保

- 情報通信機器・ウェブコンテンツに関する指針等の策定、周知普及
- 地方公共団体のウェブコンテンツのアクセシビリティ確保

○放送におけるアクセシビリティの確保

- 字幕・解説放送等の普及促進

個別ニーズ支援

高齢者・障害者特有の障壁を取り除いた環境(情報バリアフリー)の整備

○個別ニーズに対応した機器・サービスの普及・促進

- 高齢者・障害者向け機器・サービスの開発・提供に対する助成

○個別ニーズに対応した支援の促進

- 情報提供体制の整備、支援人材等の能力向上など

視聴覚障害者等が放送を通して情報を取得し、社会参加をしていく上で必要な字幕番組・解説番組等の普及策を推進

総務省の取組

視聴覚障害者向け番組の放送努力義務化

- ・視聴覚障害者向け番組の放送努力義務の創設等を内容とする放送法等の一部改正(1997年)

字幕放送普及目標の策定、進捗状況の公表

- ・「2007年までに字幕付与可能な放送番組について字幕を付す」ことを目標とする行政上の指針「字幕放送普及目標」を策定(1997年)
- ・字幕放送等の実績を毎年度とりまとめ、公表。

字幕番組・解説番組等制作費の一部助成

- ・字幕番組・解説番組の助成制度を創設(1993年)
- ・助成対象に手話番組を追加(1999年)

各放送局の自主的な取組の促進

字幕拡充計画の策定

- 2001年 NHK・民放キー5局
- 2003年 在阪準キー4局
- 2004年 テレビ大阪、在名広域4局、テレビ愛知

今後のデジタル放送技術・サービスの進展を踏まえた、字幕放送、手話放送、解説放送の推進に向けた検討を行い、平成19年3月に報告書を取りまとめ・公表。

■これまでの取組

総務省

- 字幕番組・解説番組等制作費の一部助成
- 視聴覚障害者向け番組の放送努力義務化
- 字幕放送普及目標の策定、進捗状況の公表

放送事業者

- 各放送局の自主的な取組の促進
- 字幕拡充計画の作成(NHK, 民放キー局など)

字幕付与率の拡大

字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送の割合(平成17年度)
NHK: 98.2%、民放キー5局平均: 65.9%

放送のデジタル化などの環境の変化

今後の視聴覚障害者向け放送の推進にあたっての提言

■行政の役割

・視聴覚障害者向け放送の推進に向けた枠組み

字幕放送は、字幕付与可能な放送番組を拡大しつつ、今後も同様の枠組みを維持。手話放送は、課題等を考慮しつつ検討。解説放送は、指針を策定することが必要。

・字幕、解説、手話番組制作費への助成スキームの在り方

現行の制度を維持しつつ、字幕付与が困難とされていた部分や、普及が遅れている部分に重点的に助成する等、拡充について検討。

・研究開発

視覚障害者XML等の早期実用化に向けて研究開発を推進。手話放送の拡充に向けて研究開発実施の可能性を検討。

・高齢者への周知

高齢者にとっても有益であり、高齢者への周知にも取組んでいくことが必要。

・世論の喚起

国民の視聴覚障害者向け放送の必要性の理解促進のため、積極的に周知を行うことが必要。

■今後の視聴覚障害者向け放送の普及に向けて

・字幕放送、手話放送、解説放送

字幕放送については、放送事業者による字幕拡充計画の策定が必要。手話放送、解説放送については、課題等を踏まえて引き続き普及拡大に向けて検討していくことが必要。

・意見交換の機会の場の設置

関係者が定期的に集まって意見交換をする場を設けることが必要。

・広報の充実

行政、放送事業者等は、放送アクセシビリティの確保について社会的合意を得るための周知広報をすることが必要。

・利用者側の情報リテラシーの向上

積極的に情報リテラシーを向上させることが必要。

字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間[※]の割合
NHK(総合):100%、民放キー5局平均:77.8%

※生放送番組など技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除く7時から24時までの新たに放送する全ての放送番組の放送時間(平成9年行政指針策定)

総放送時間に占める字幕放送時間の割合
NHK(総合):43.1%、民放キー5局平均:32.9%

総放送時間に占める解説放送時間の割合

NHK(総合):3.7%

NHK(教育):8.8%

民放キー5局平均:0.3%

平成18年度実績

平成20年度以降の
視聴覚障害者向け放送の普及拡大に向けて

平成20年度(2008年度)～平成29年度(2017年度)までの目標を定めた
「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定

【字幕放送】

平成9年策定の行政指針の内容を拡大

字幕付与可能な放送番組の定義を拡大し、再放送番組も含め、対象の放送番組の全てに字幕が付与されることを目標

【新たに字幕付与可能な放送番組に含む放送番組】

- ・複数人が同時に会話を行う場合以外の生放送番組
- ・手話により音声を説明している放送番組
- ・大部分が歌唱の音楽番組

データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合も字幕放送に含む

【解説放送】

新たに行政指針を策定

権利処理上等の理由により解説を付与することができない放送番組を除いて、以下のとおり解説が付与されることを目標

- ・NHK総合、民放キー5局等 10%
- ・NHK教育 15%

※技術動向を踏まえて、策定から5年後を目途に見直しを行う

ユニバーサルデザインをベースとし、さらに、高齢者や障害者が持つ個別の特性やニーズに対応する個別支援を組み合わせることにより、利用者それぞれに合わせたICT利活用を推進。

利用環境のユニバーサル化

高齢者・障害者を含めた誰もがICTを利用しやすい環境の整備

○情報通信におけるアクセシビリティの確保

- 情報通信機器・ウェブコンテンツに関する指針等の策定、周知普及
- 地方公共団体のウェブコンテンツのアクセシビリティ確保

○放送におけるアクセシビリティの確保

- 字幕・解説放送等の普及促進

個別ニーズ支援

高齢者・障害者特有の障壁を取り除いた環境（情報バリアフリー）の整備

○個別ニーズに対応した機器・サービスの普及・促進

- 高齢者・障害者向け機器・サービスの開発・提供に対する助成

○個別ニーズに対応した支援の促進

- 情報提供体制の整備、支援人材等の能力向上など

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対する助成を、独立行政法人情報通信研究機構が実施。(助成率(上限):1/2)

※詳細については、http://www2.nict.go.jp/q/q266/s807/7_3.html を参照

【助成成果の例】

(株)エクセレントサービス:パソコン用「超大型・防水・防塵キーボード」(助成年度:平成17年度)

サービス概要

超大型キーボード



通常の文字の9倍



助成内容: 高齢者や弱視等の視覚障害の方が、より快適にパソコン操作ができるよう、文字が認識しやすく、操作の負担も軽い大型かつ薄型のパソコン用キーボードを開発(防水機能付き)。
事業実績: 販売価格 42,000円(家庭用端末)
(65歳以上の方、障害をお持ちの方の場合、29,400円)
販売台数: 21台(平成20年1月時点)

身体障害者向け通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成を、独立行政法人情報通信研究機構を通じて実施。(助成率(上限): 1/2)

※詳細については、<http://www2.nict.go.jp/v/v413/104/> を参照

【助成成果の例】

(株)プラスヴォイス: 聴覚障害者のための代理電話サービス(助成年度: 平成16~19年度)

サービス概要

聴覚障害者が電話で相手に連絡したい時、代理電話センターにテレビ電話やFAX・メール等で内容を伝えることにより、オペレーターが代わりに、電話をかけたい相手に音声電話をかける。

<事業実績>

- 利用料: 315円/回、回数無制限5, 250円/月等
- 加入者数: 300名
- 利用件数: 236件/月、累計2, 668件
(平成19年2月時点)



ユニバーサルデザインをベースとし、さらに、高齢者や障害者が持つ個別の特性やニーズに対応する個別支援を組み合わせることにより、利用者それぞれに合わせたICT利活用を推進。

利用環境のユニバーサル化

高齢者・障害者を含めた誰もがICTを利用しやすい環境の整備

- **情報通信におけるアクセシビリティの確保**
 - 情報通信機器・ウェブコンテンツに関する指針等の策定、周知普及
 - 地方公共団体のウェブコンテンツのアクセシビリティ確保
- **放送におけるアクセシビリティの確保**
 - 字幕・解説放送等の普及促進

個別ニーズ支援

高齢者・障害者特有の障壁を取り除いた環境（情報バリアフリー）の整備

- **個別ニーズに対応した機器・サービスの普及・促進**
 - 高齢者・障害者向け機器・サービスの開発・提供に対する助成
- **個別ニーズに対応した支援の促進**
 - 情報提供体制の整備、支援人材等の能力向上など

障害者のIT利活用を総合的にサポートする体制のモデルを確立するため、平成16年5月から「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」(座長:高橋 紘士 立教大学教授)を開催。計7回の会合を経て、平成17年9月に報告書を公表。

➤ 研究会提言を受け、障害者のICT利活用支援の基盤となる情報収集・提供機能に関する実証評価を実施。

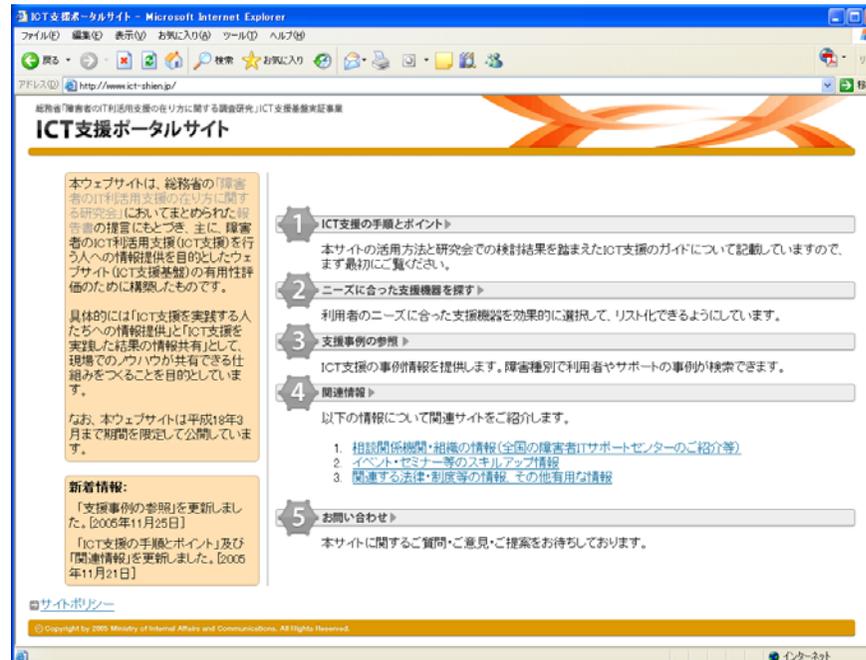
ICT支援ポータルサイト

平成17年11月から平成18年3月
末まで公開

主な内容:
支援手順のポイント
支援機器の検索
支援事例の参照
関連情報の収集・提供



利用者及び有識者による
評価を実施



本サイトのコンテンツ及び
実証評価の評価結果は、
NPO法人 e-AT利用促進
協会の「AT-net 新しいバ
リアフリーのポータルサイ
ト」において活用。

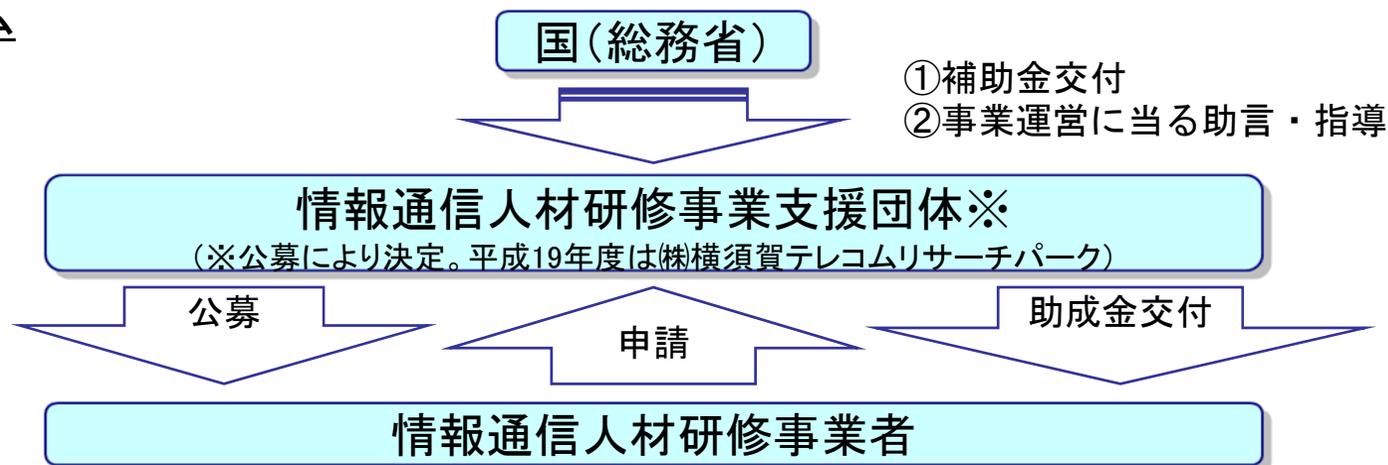
(参考) <http://www.e-atnet.jp/>

情報通信人材研修事業

情報通信分野の専門的人材を育成する研修事業に対し、当該事業に必要な経費の一部を国が助成(平成13年度から実施)

- 対象者: 第三セクター、公益法人、NPO法人、社会福祉法人(障害者を対象とする場合に限り)
- 対象事業: 情報通信分野の専門的な知識及び技術の向上を図る研修事業 (健常者向け研修にあつては、その内容が高度なものに限る)
- 助成率等: 助成率1/2(障害者を対象とする研修の場合は2/3)、助成額 上限500万円(下限100万円)

助成スキーム



障害者向けのプログラムの実績 (平成16年度~18年度の累計) 48件、987人が受講

支援者向けのプログラムの実績

NPO法人 e-AT利用促進協会 : 障害者のためのIT上級サポーター養成講座(17,18,19年度)

概要

高齢者・障害者がICTを用いて活躍する事例の収集やその評価・分析等を通じて、必要な支援等の在り方を検討するとともに、これら成果の普及を図ることで、国民の理解や地方公共団体等の取組を促進する。

調査期間：平成18年度～19年度

課題

人材育成体制、支援体制の不備

- ・ICTスキルを持った障害者を育成するという意識が弱い
- ・高齢者・障害者の就労等に当たって十分な支援体制が取られていない

国民の理解不足

- ・高齢者・障害者がICTを活用すると何が出来るのか知らない
- ・複雑な作業は任せられないのでは、という誤解がある

必要な対策

- ・高齢者・障害者の活躍事例の収集、評価・分析等
- ・高齢者・障害者によるICTを活用した社会参加のために必要な支援の在り方の検討

- ・高齢者・障害者の活躍事例、検討の成果等の提示による高齢者・障害者のICT利活用への支援の取組の促進
- ・様々な媒体(ウェブ、パンフレット等)を通じた活躍事例の紹介等による国民意識の向上

高齢者や障害者のICTを
活用した社会参加の促進



私たちが目指す社会

2010年を目途として、我が国が「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」つながるネットワーク社会となることを目指す（u-Japan政策）

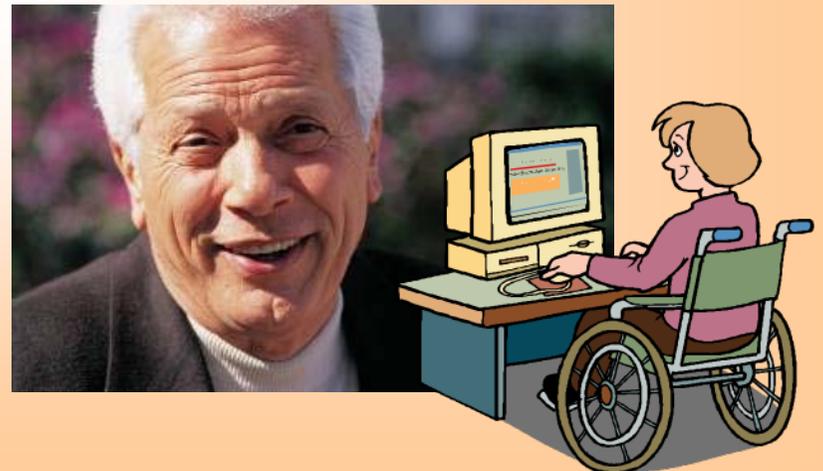
u = ユビキタス (ubiquitous) / ユニバーサル (universal)



年齢や身体的な条件に関わりなく誰もがICTの利活用を通じて社会参加できる社会の実現が重要

そのために今必要なのは…

行政による高齢者・障害者に向けた施策だけでなく、日本社会の全てが高齢者・障害者の社会参加を促進するために関わっているということを理解し、これに取り組むことが重要





ご清聴ありがとうございました